

議案第二号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一項及び第十五条第四項の改正規定は公布の日から、同条第十三項の改正規定及び附則第三項の規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から施行する。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一項及び第十五条第四項の改正規定は公布の日から、同条第十三項の改正規定及び附則第三項の規定は平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>2 及び 3 略</p>